

適正な移植医療を推進すること  
(施策番号 I-5-3)

添付資料

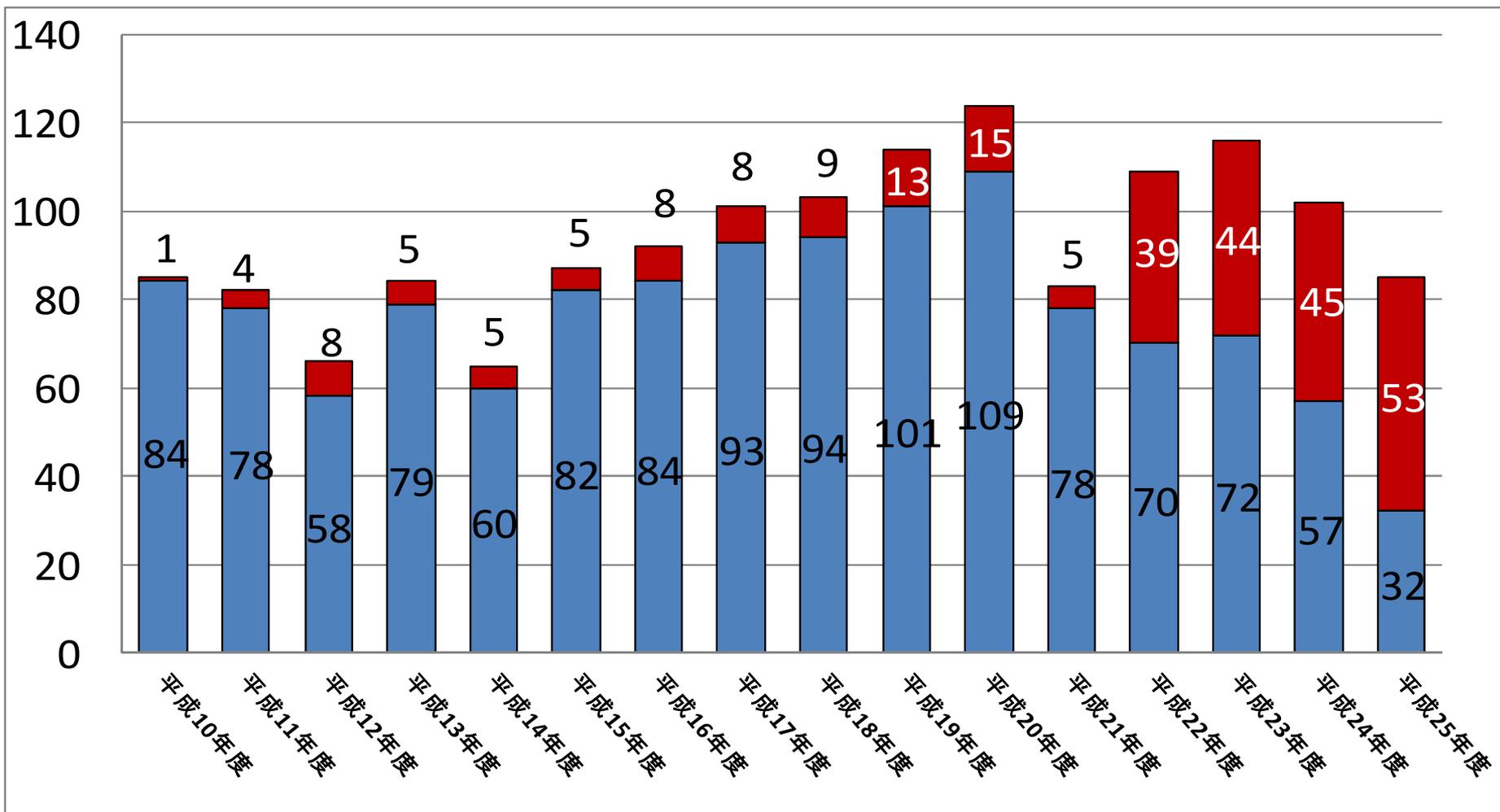
# 臓器の移植に関する法律 改正前後の比較表

		改正前	改正後	施行日
1	親族に対する優先提供	○当面見合わせる (ガイドライン)	○臓器の優先提供の意思表示を認める	平成22年 1月17日
2	脳死判定・臓器摘出の要件	○本人の生前の書面による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと	○本人の生前の書面による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと(改正前と同じ) 又は ○本人の意思が不明(拒否の意思表示をしていない場合)であり、家族の書面による承諾があること	平成22年 7月17日
	小児の取扱い	○15歳以上の者の意思表示を有効とする(ガイドライン)	○家族の書面による承諾により、15歳未満の方からの臓器提供が可能となる	
3	普及・啓発活動等	(規定なし)	○運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策	
4	被虐待児への対応	(規定なし)	○虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されることのないよう適切に対応	

# 臓器提供者数の推移(年度別)

(平成10年度～平成25年度)

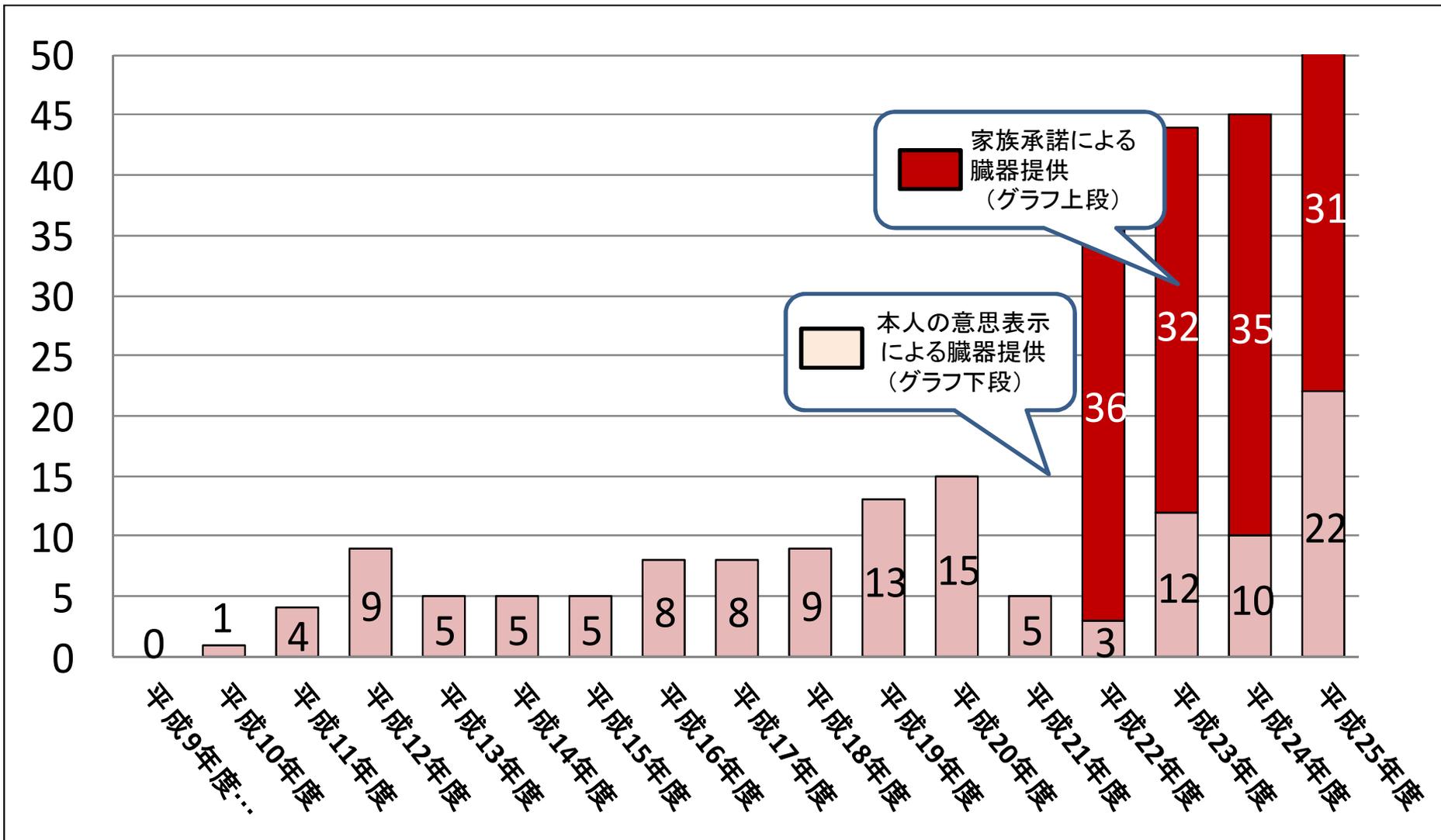
※平成26年3月31日現在



- 脳死(提供可能臓器) 心臓、肺、肝臓、膵臓、腎臓、小腸、眼球(角膜)
- 心停止(提供可能臓器) 膵臓、腎臓、眼球(角膜)

# 脳死下での臓器提供者数の推移(年度別)

○平成9年10月(法施行)～平成26年3月31日現在 累計 267例  
○改正法施行(平成22年7月)後 181例 (うち家族承諾 134例)



# 臓器移植に関する普及啓発の取組の現状

## 1 臓器提供意思表示カード等の配布状況

○カード一体型リーフレット

約 1, 046万枚(平成22年7月～平成25年11月末日)

○シール一体型リーフレット

(※意思表示欄が設けられていない免許証・保険証用)

約 704万枚(平成22年7月～平成25年11月末日)

○免許証及び保険証用説明リーフレット

約 5, 302万枚(平成22年7月～平成25年11月末日)

○臓器提供意思登録システム

25年11月末日現在の登録者数 121, 572人

(24年9月末日時点では113, 531人)

## 2 臓器移植普及推進月間(10月)等の取り組み

○第15回臓器移植推進国民大会(茨城県大会)

10月27日開催(茨城県立県民文化センター)

「You saved my life～ドナーへの感謝～」をテーマに、臓器移植に関するフォーラムやドナーファミリー及び実際に臓器移植を受けた方のお話を伺ったほか、臓器移植対策推進功労者への厚生労働大臣感謝状贈呈を実施

○日本臓器移植ネットワーク等によるグリーンリボンキャンペーンの実施

- ・「運転免許証で意思表示を」ポスター
- ・「免許証のウラで意思表示」ステッカー 等

○政府広報、公共広告等

年間を通して、新聞広告、テレビラジオCM、雑誌広告等、政府公報や公共広告を活用した普及啓発の実施

○その他、各都道府県・関係団体において、重点的に普及啓発活動を実施



# 臓器移植に関する普及啓発の取組の現状(2)

## 3 臓器移植に関する教育用普及啓発パンフレット等

○平成16年度より、移植医療に関する認識と理解を深めるために、中学生向けのパンフレットを作成し、全国の中学校等に送付している。

(直近の作成状況)

- 平成22年度 424万枚作成(中学1～3年生へ配布)
- 平成23年度 209万枚作成(中学3年生へ配布)
- 平成24年度 200万枚作成(中学3年生へ配布)

○平成24年度及び平成25年度は日本臓器移植ネットワークにおいて、教職員を対象にした「いのちの教育セミナー」を開催し、道徳教育や総合的な学習の時間などで臓器移植を題材とした授業が行えるよう、その進め方等を普及する活動を行っている。



## 4 健康保険証及び運転免許証裏面への意思表示

○国家公務員共済組合の組合員証の更新(カード化)に伴い、改めて臓器提供に関する意思表示欄への意思の記入を周知する。

注意事項 保険診療を受けよむるときは、この証を保険医療機関等の窓口で提示下さい。

住所

備考 ※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1,2,3.のいずれかの番号を○で囲んで下さい。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。  
 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。  
 3. 私は、臓器を提供しません。  
 (1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけて下さい。)  
 【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】  
 【特記欄: \_\_\_\_\_】  
 署名年月日: \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日  
 本人署名(自筆): \_\_\_\_\_ 家族署名(自筆): \_\_\_\_\_

○運転免許証の裏の意思表示を促進する取り組みとして全国の自動車教習所やタクシーの車両等計6万台に「免許証のウラで意思表示」ステッカーを貼る活動を実施したほか、コンビニエンスストア、カー用品店、ゴルフ場等に約70万枚のステッカーを配布する活動を実施。



← タクシー用

一般車両用 →



# 臓器移植に関する世論調査(平成25年8月 内閣府実施)の結果について

本人が臓器を提供する意思表示をしている場合には、本人の意思を尊重して、家族が承諾する見込みが高くなっており、本人の意思表示の重要性が改めて明らかになった。

○臓器移植に対する関心は定着  
「関心がある」 H18 59.0% → H20 60.2% → H25 57.8%

○改正臓器移植法の内容は着実に周知  
・15歳未満の脳死での臓器提供 「知っている」 70.2%  
・家族承諾による脳死での臓器提供 「知っている」 66.9%

○臓器提供に関する意思表示が増加  
意思を「記入している」 H18 4.8% → H20 4.2% → H25 12.6%

○自分の臓器提供の希望は横ばい  
・脳死下で「提供したい」 H18 41.6% → H20 43.5% → H25 43.1%  
・心停止下で「提供したい」 H18 42.3% → H20 44.7% → H25 42.2%

○本人が臓器提供意思を表示していた場合、家族がこれを尊重する割合が増加  
H20 H25  
脳死下提供意思を「尊重する」 81.5% → 87.0%  
「尊重しない」 11.2% → 7.7%

○本人が臓器提供の意思表示をしていなかった場合、家族が提供を承諾する割合は低くなる  
脳死下臓器提供を「承諾する」 38.6%  
「承諾しない」 49.5%

## 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律

造血幹細胞：血液の元となる細胞。移植に用いるものとしては、①骨髄（骨の中にある柔組織を採取）、②末梢血幹細胞（薬で末梢血中の造血幹細胞を増やして採取）、③臍帯血（出産後のへその緒及び胎盤から採取）の3種類がある。

造血幹細胞移植：白血病や再生不良性貧血等の治療として、造血幹細胞を移植する治療法

### 造血幹細胞移植とバンク制度

○骨髄移植・末梢血幹細胞移植を行うためには、HLA（白血球の型）が一致する者（ドナー）を探し、その者を患者と結びつけるあっせんが必要

○臍帯血移植を行うためには、採取した臍帯血の調製や凍結保存等が必要



造血幹細胞移植には、バンク制度が不可欠であるが、現状では、骨髄バンク・臍帯血バンクとも、根拠法がない中、厚生労働省や日本赤十字社の支援を受けながら、業務を実施

### 根拠法の必要性

○治療成績の向上や高齢化に伴って移植のニーズが増加する

➡ 移植を必要とする患者が移植を受ける機会が十分に確保されるよう、法整備により、国として造血幹細胞の提供の促進を図ることが必要

○バンクに関する規制が存在しない

➡ バンクの業務は、患者やドナーの健康に関わるものであり、法律により、適切に業務が行われることを担保するための規制が必要

○バンクの運営が財政的に不安定

➡ 造血幹細胞が安定的に提供されるためには、バンクの安定的な事業運営を確保するための財政上の措置等について法律で規定することが必要



**移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図り、もって造血幹細胞移植の円滑かつ適正な実施に資する（＝患者がよりよい移植を受けられる）**

### 法律の主な内容

○造血幹細胞の適切な提供の推進に関し、基本理念、国やバンク等の責務、国の施策（国民の理解の増進、3種類の造血幹細胞に関する情報の一体的な提供、バンクの安定的な事業運営の確保等）を規定

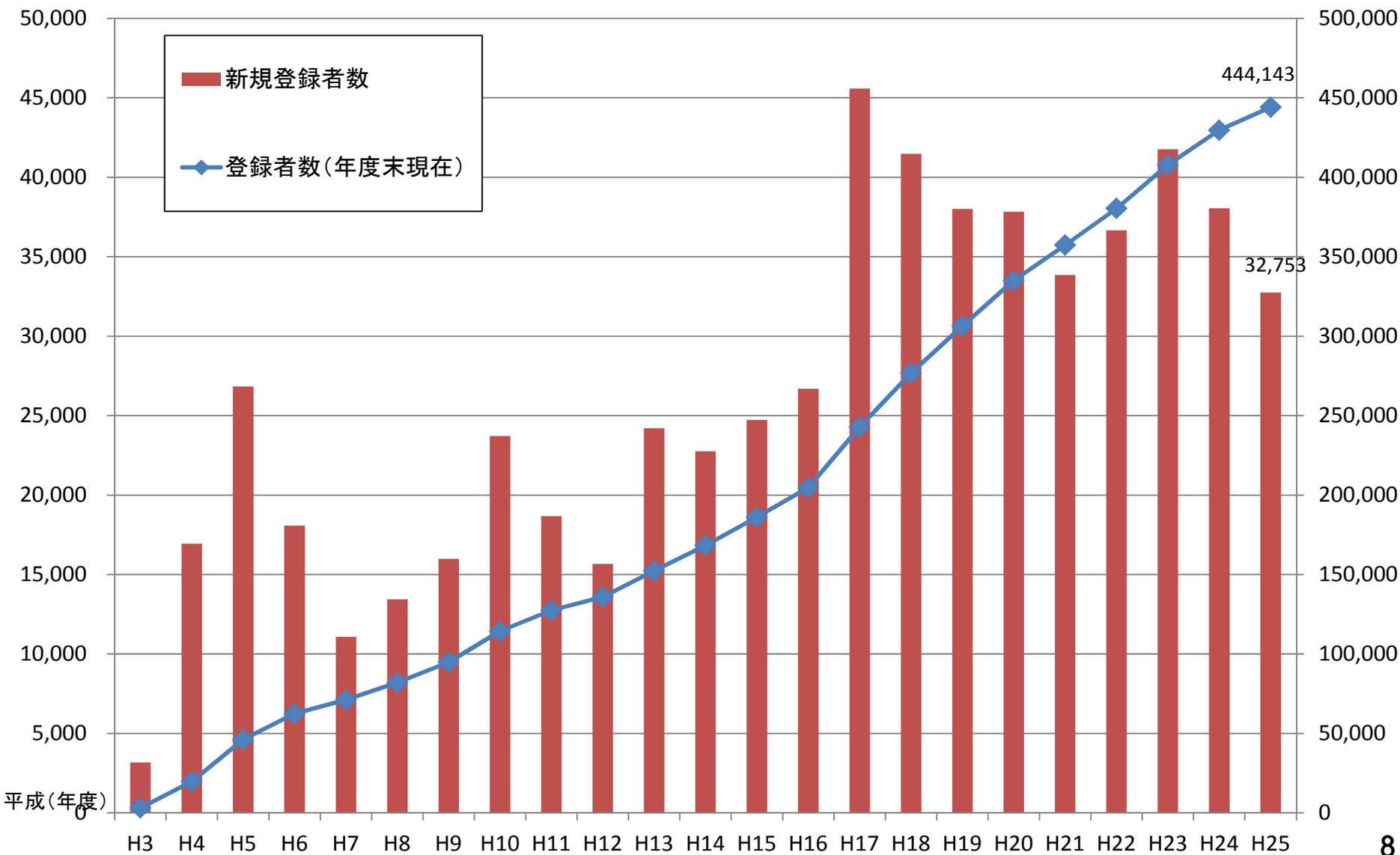
○骨髄バンク・臍帯血バンクを許可制とし、骨髄バンクに対してはドナーの健康の保護、臍帯血バンクに対しては品質の確保に関する基準の遵守など、業務遂行上必要な義務を課す

○骨髄バンク・臍帯血バンクに対する補助の規定を設ける

○骨髄バンク・臍帯血バンクに対する支援を行う支援機関を全国で1個に限り指定（日本赤十字社）

# 骨髓バンクドナー登録者数の推移

(人)

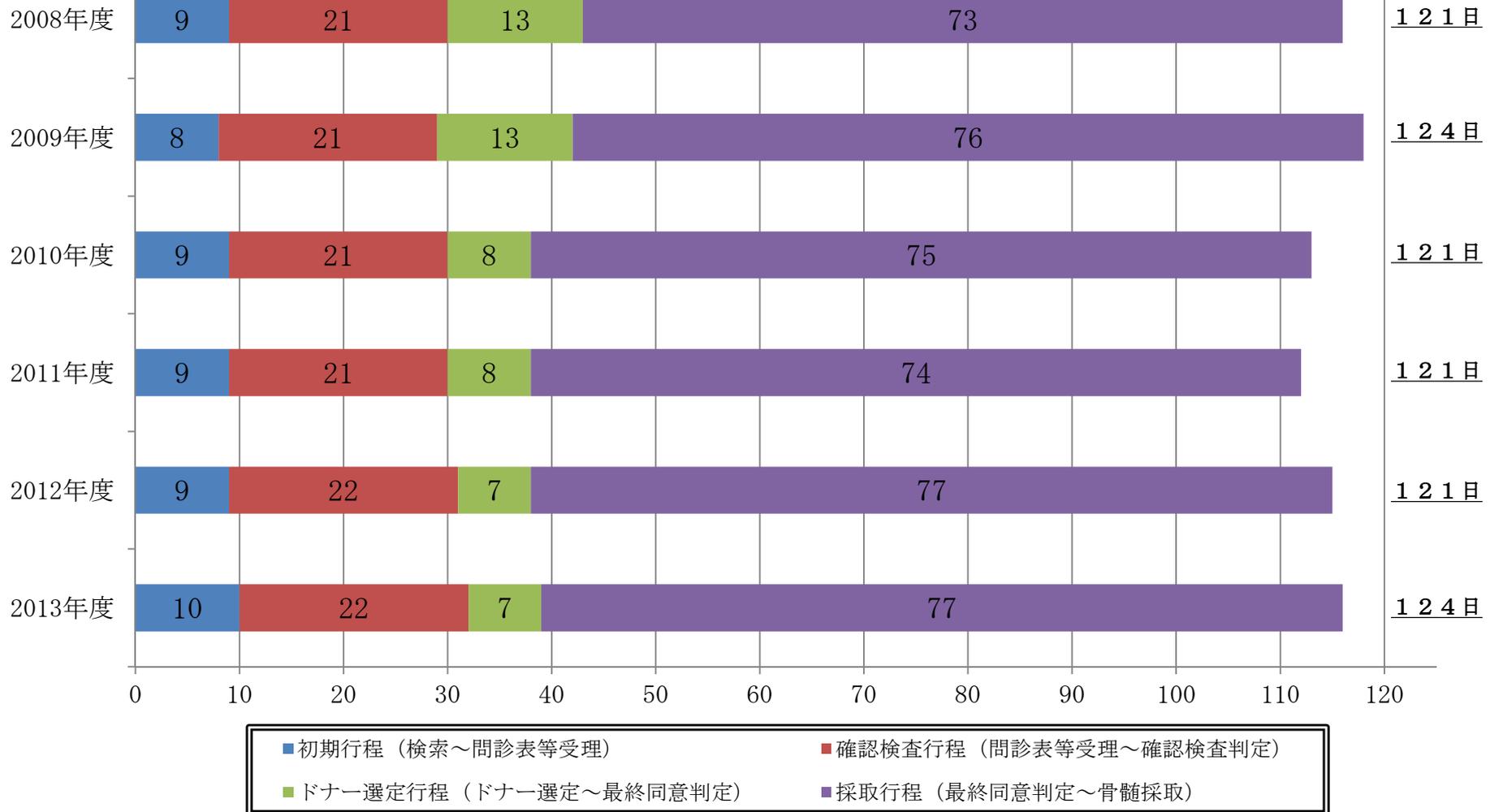


# 骨髄移植におけるコーディネート期間中央値の推移

採取行程（骨髄採取を行う病院の手術室の確保やドナーの仕事の都合の調整など）が長い

(単位：日)

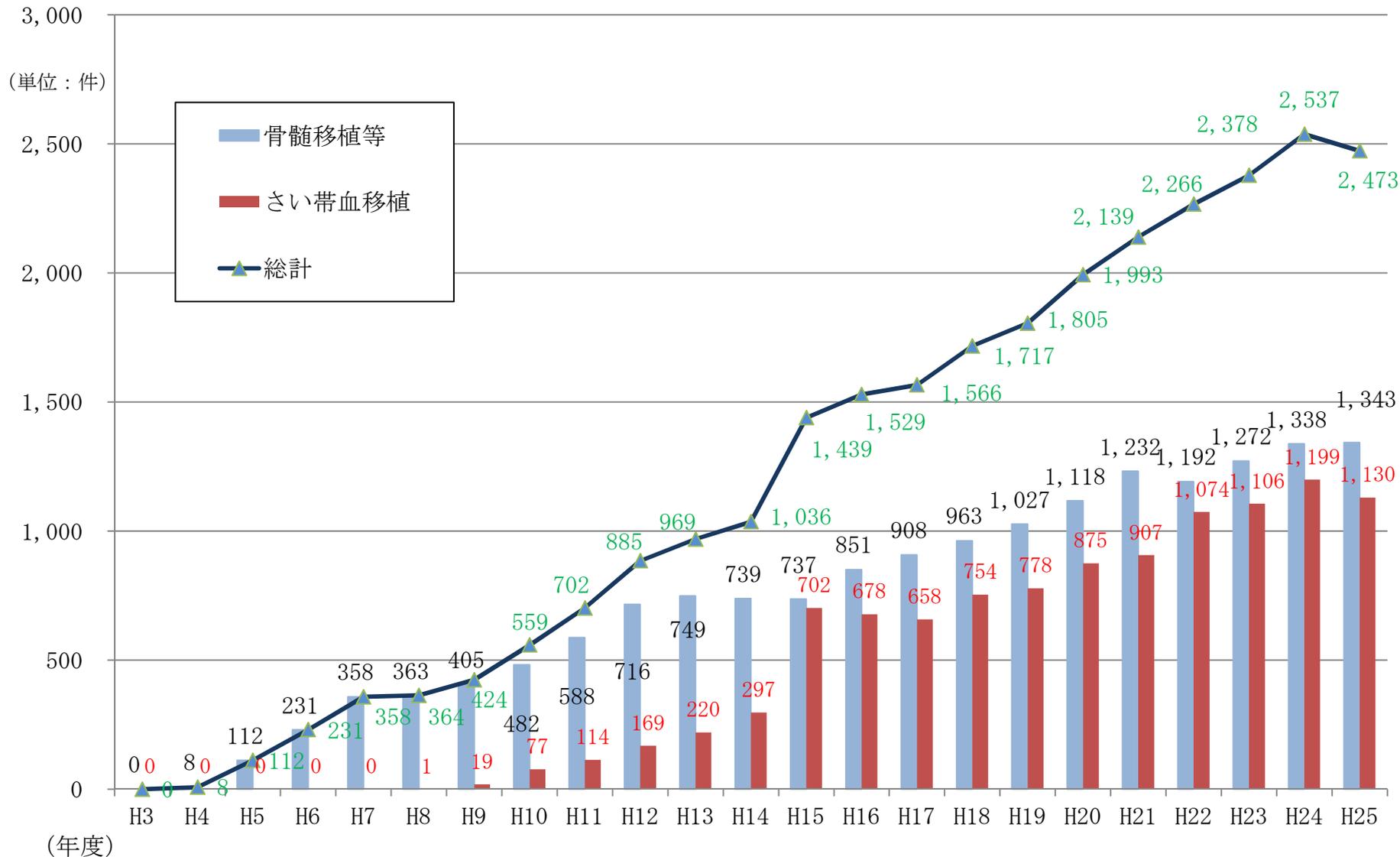
(全行程の中央値)



※グラフ内の数値は各行程（患者登録から移植まで）ごとの中央値であり、全行程の中央値とは一致しない。

※採取に至ったドナーがコーディネートを開始した日から採取の日までの期間。

# 造血幹細胞移植実績の推移(非血縁者間)



※骨髄移植等とは、骨髄移植と末梢血幹細胞移植をいう。

※末梢血幹細胞移植は平成22年10月より導入されており、平成26年3月現在、38例が実施されている。

※移植件数は平成26年3月末現在の数値。